

定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
専決第4号	<p>1 件 名 職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する同意の専決について</p> <p>2 提案理由等 令和5年第2回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、知事から意見を求められたが、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、専決をもってこれに同意したので報告するもの。</p> <p>3 内 容 (1) 改正の趣旨 外国出張の宿泊料定額を、実態に即した額とするため、所要の改正をしようとするもの。 (2) 改正の概要 国の旅費法に準じた額としているものを、近年の物価高騰や円安の影響により実態と乖離している現状を踏まえ、本県職員が渡航する頻度の高い国及び都市について、実態に即した特例の額を定める。 (3) 施行日 公布の日</p> <p>4 担 当 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第7号議案	<p>1 件 名 茨城県県立中等教育学校学則及び茨城県県立中学校学則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 県立高等学校改革プランの実施プラン I 期に基づき、令和3年度に設置した中等教育学校及び令和4年度に設置した中学校の学年進行による生徒定員の変更に伴い、所要の改正を行おうとするもの。</p> <p>3 内 容 令和3年度に設置した中等教育学校及び令和4年度に設置した中学校の学年進行に伴い、次の関係規則を改正する。</p> <p>(1) 改正する規則の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県県立中等教育学校学則 ・茨城県県立中学校学則 <p>(2) 改正の内容</p> <p>ア 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年度開校の勝田中等教育学校の学年進行に伴い、生徒定員を改正（後期課程 0人→120人） ② 令和4年度開校2校（下妻第一高等学校附属中学校、水海道一高等学校附属中学校）の学年進行に伴い、生徒定員を改正（80人→120人） <p>イ 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>4 担 当 課 学校教育部高校教育課</p>	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第8号議案	<p>1 件 名 茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 茨城県立水戸聾学校高等部の学科改編に伴い所要の改正を行おうとするもの。</p> <p>3 内 容 別表第1の茨城県立水戸聾学校の項の学科において、学科改編に伴い「総合技術科」及び「生活デザイン科」を追記する。</p> <p>4 施 行 日 公布の日</p> <p>5 担 当 課 学校教育部特別支援教育課</p>	資料 番号 ③